

ID: 596

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	違反看板等の除却、移転等の命令（第64条に規定する工作物に係る第9条第1項の準用）		
法令名 根拠条項	建築基準法 第88条第3項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 （違反建築物に対する措置） 第9条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。 （工作物への準用） 第88条 3 第3条、第8条から第11条まで、第12条（第5項第3号を除く。）、第12条の2、第12条の3、第13条、第15条の2並びに第18条第1項及び第25項の規定は、第66条に規定する工作物について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 597

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	違反看板等の仮の使用禁止、使用制限(第64条に規定する工作物に係る第9条第7項の準用)		
法令名称 根拠条項	建築基準法 第88条第3項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (違反建築物に対する措置) 第9条 7 特定行政庁は、緊急の必要がある場合においては、前5項の規定にかかわらず、これらに定める手続によらないで、仮に、使用禁止又は使用制限の命令をすることができる。 (工作物への準用) 第88条 3 第3条、第8条から第11条まで、第12条(第5項第3号を除く。)、第12条の2、第12条の3、第13条、第15条の2並びに第18条第1項及び第25項の規定は、第66条に規定する工作物について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 598

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	違反看板等設置工事について緊急の必要のある停止命令(第64条に規定する工作物に係る第9条第10項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第88条第3項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (違反建築物に対する措置) 第9条 10 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反することが明らかな建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、緊急の必要があつて第2項から第6項までに定める手続によることができない場合に限り、これらの手続によらないで、当該建築物の建築主又は当該工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者に対して、当該工事の施工の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工に係る作業の停止を命ずることができる。 (工作物への準用) 第88条 3 第3条、第8条から第11条まで、第12条(第5項第3号を除く。)、第12条の2、第12条の3、第13条、第15条の2並びに第18条第1項及び第25項の規定は、第66条に規定する工作物について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 599

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	著しく保安上危険な看板等の所有者等に対する除却命令等(第64条に規定する工作物に係る第10条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第88条第3項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令) 第10条 特定行政庁は、第6条第1項第1号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第3条第2項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。 (工作物への準用) 第88条 3 第3条、第8条から第11条まで、第12条(第5項第3号を除く。)、第12条の2、第12条の3、第13条、第15条の2並びに第18条第1項及び第25項の規定は、第66条に規定する工作物について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 600

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	危険看板等の使用禁止、使用制限(第64条に規定する工作物に係る第10条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第88条第3項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令) 第10条 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第3条第2項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。 (工作物への準用) 第88条 3 第3条、第8条から第11条まで、第12条(第5項第3号を除く。)、第12条の2、第12条の3、第13条、第15条の2並びに第18条第1項及び第25項の規定は、第66条に規定する工作物について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 601

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	危害防止のための除却等措置命令(第9条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第90条第3項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (違反建築物に対する措置) 第9条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。 (工事現場の危害の防止) 第90条 3 第3条第2項及び第3項、第9条(第13項及び第14項を除く。)、第9条の2、第9条の3(設計者及び宅地建物取引業者に係る部分を除く。)並びに第18条第1項及び第25項の規定は、第1項の工事の施工について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 602

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	緊急時の使用禁止、使用制限命令(第9条第7項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第90条第3項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (違反建築物に対する措置) 第9条 7 特定行政庁は、緊急の必要がある場合においては、前5項の規定にかかわらず、これらに定める手続によらないで、仮に、使用禁止又は使用制限の命令をすることができる。 (工事現場の危害の防止) 第90条 3 第3条第2項及び第3項、第9条(第13項及び第14項を除く。)、第9条の2、第9条の3(設計者及び宅地建物取引業者に係る部分を除く。)並びに第18条第1項及び第25項の規定は、第1項の工事の施工について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 603

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	危害防止のための工事停止命令(第9条第10項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第90条第3項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (違反建築物に対する措置) 第9条 10 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反することが明らかな建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、緊急の必要があつて第2項から第6項までに定める手続によることができない場合に限り、これらの手続によらないで、当該建築物の建築主又は当該工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者に対して、当該工事の施工の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。 (工事現場の危害の防止) 第90条 3 第3条第2項及び第3項、第9条(第13項及び第14項を除く。)、第9条の2、第9条の3(設計者及び宅地建物取引業者に係る部分を除く。)並びに第18条第1項及び第25項の規定は、第1項の工事の施工について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 604

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	工事中の特殊建築物に係る措置命令		
法令名 根拠条項	建築基準法 第90条の2第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (工事中の特殊建築物等に対する措置) 第90条の2 特定行政庁は、第9条又は第10条の規定による場合のほか、建築、修繕若しくは模様替又は除却の工事の施工中に使用されている第6条第1項第1号から第3号までの建築物が、安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合においては、当該建築物の建築主又は所有者、管理者若しくは占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の使用禁止、使用制限その他安全上、防火上又は避難上必要な措置を採ることを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 605

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	緊急時の使用禁止、使用制限命令(第9条第7項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第90条の2第2項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (違反建築物に対する措置) 第9条 7 特定行政庁は、緊急の必要がある場合においては、前5項の規定にかかわらず、これらに定める手続によらないで、仮に、使用禁止又は使用制限の命令をすることができる。 (工事中の特殊建築物等に対する措置) 第90条の2 2 第9条第2項から第9項まで及び第11項から第15項までの規定は、前項の場合に準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 948

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	認定事業者に対する改善命令		
法令名称 根拠条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律 第20条		
法令番号	平成7年法律第123号		
【根拠条文】 (改善命令) 第20条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 949

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	建築物の耐震改修の計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律 第21条		
法令番号	平成7年法律第123号		
【根拠条文】 (計画の認定の取消し) 第21条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。 【基準】 根拠条文及び法第20条の規定による。 (改善命令) 第20条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1663

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	基準適合認定建築物に係る認定の取消し		
法令名 根拠条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律 第23条		
法令番号	平成7年法律第123号		
【根拠条文】 (基準適合認定建築物に係る認定の取消し) 第23条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第2項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1964

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	分別解体等の適正実施のための措置命令		
法令名 根拠条項	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第15条		
法令番号	平成12年法律第104号		
【根拠条文】 (命令) 第15条 都道府県知事は、対象建設工事受注者又は自主施工者が正当な理由がなくて分別解体等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、分別解体等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、基本方針(第4条第2項の規定により同条第1項の指針を公表した場合には、当該指針)を勘案して、当該対象建設工事受注者又は自主施工者に対し、分別解体等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	令和6年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1940

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	改善命令		
法令名 根拠条項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律 第5条の9		
法令番号	平成12年法律第149号		
【根拠条文】 (改善命令) 第5条の9 計画作成都道府県知事等は、認定管理者等が認定管理計画に従って管理計画認定マンションの管理を行っていないと認めるときは、当該認定管理者等に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	令和6年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1941

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	管理計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律 第5条の10第1項		
法令番号	平成12年法律第149号		
【根拠条文】 (管理計画の認定の取消し) 第5条の10 計画作成都道府県知事等は、次に掲げる場合には、第5条の4の認定(第5条の7第1項の変更の認定を含む。以下同じ。)を取り消すことができる。 (1) 認定管理者等が前条の規定による命令に違反したとき。 (2) 認定管理者等から認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出があったとき。 (3) 認定管理者等が不正の手段により第5条の4の認定又は第5条の6第1項の認定の更新を受けたとき。 2 計画作成都道府県知事等は、前項の規定により第5条の4の認定を取り消したときは、速やかに、その旨を当該認定管理者等であった者に通知しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	令和6年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1943

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	指定認定事務支援法人の指定の取消し		
法令名 根拠条項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令 第4条		
法令番号	平成13年政令第238号		
【根拠条文】 (指定の取消し) 第4条 計画作成都道府県知事等は、指定認定事務支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。 (1) 法第5条の12第1項の国土交通省令で定める要件を満たさなくなったとき。 (2) 第1条第2項第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当するに至ったとき。 (3) 第2条の規定に違反したとき。 (4) 前条の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 (5) 不正の手段により指定を受けたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	令和6年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5198

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	マンション建替事業の施行の促進を図るため必要な措置命令		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第97条第2項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【根拠条文】 (報告、勧告等) 第97条 都道府県知事又は市町村長は、組合又は個人施行者に対し、その施行するマンション建替事業に関し、この法律(次章を除く。以下この節において同じ。)の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行するマンション建替事業の円滑な施行を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。 2 都道府県知事等は、組合又は個人施行者に対し、マンション建替事業の施行の促進を図るため必要な措置を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 5199

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	組合に対する監督処分
法令名称 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第98条第3項、第4項及び第7項
法令番号	平成14年法律第78号
【根拠条文】 (組合に対する監督) 第98条 都道府県知事等は、組合の施行するマンション建替事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。 2 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。 3 都道府県知事等は、前2項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更若しくは停止又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。 4 都道府県知事等は、組合が前項の規定による命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があった日から起算して30日を経過してもなお総会を招集しないときは、権利変換期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。 5 都道府県知事等は、第28条第3項の規定により組合員から総会の招集の請求があった場合において、理事長及び監事が総会を招集しないときは、これらの組合員の申出に基づき、総会を招集しなければならない。第31条第4項において準用する第28条第3項の規定により総代から総代会の招集の請求があった場合において、理事長及び監事が総代会を招集しないときも、同様とする。 6 都道府県知事等は、第23条第1項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があった場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときは、これらの組合員の申出に基づき、これを組合員の投票に付さなければならない。第32条第3項において準用する第23条第1項の規定により、組合員から総代の解任の請求があった場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときも、同様とする。 7 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。	

備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 5200

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	個人施行者に対する監督処分		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第99条第1項及び第2項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【根拠条文】 (個人施行者に対する監督) 第99条 都道府県知事等は、個人施行者の施行するマンション建替事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、規約、事業計画若しくは権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認めるときは、その施行者に対し、その違反を是正するため必要な限度において、その施行者のした処分の取消し、変更若しくは停止又はその施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。 2 都道府県知事等は、個人施行者が前項の規定による命令に従わないときは、権利変換期日前に限り、その施行者に対するマンション建替事業の施行についての認可を取り消すことができる。 3 都道府県知事等は、前項の規定により認可を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。 4 個人施行者は、前項の公告があるまでは、認可の取消しによるマンション建替事業の廃止をもって第三者に対抗することができない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1703

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	組合に対する監督処分
法令名称 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第161条第3項、第4項及び第7項
法令番号	平成14年法律第78号
【根拠条文】 (組合に対する監督) 第161条 都道府県知事等は、組合の実施するマンション敷地売却事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、資金計画若しくは分配金取得計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。 2 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、資金計画若しくは分配金取得計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。 3 都道府県知事等は、前2項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、資金計画若しくは分配金取得計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更又は停止その他必要な措置を命ずることができる。 4 都道府県知事等は、組合が前項の規定による命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があった日から起算して30日を経過してもなお総会を招集しないときは、権利消滅期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。 5 都道府県知事等は、第129条において準用する第28条第3項の規定により組合員から総会の招集の請求があった場合において、理事長及び監事が総会を招集しないときは、これらの組合員の申出に基づき、総会を招集しなければならない。第131条第4項において準用する第28条第3項の規定により総代から総代会の招集の請求があった場合において、理事長及び監事が総代会を招集しないときも、同様とする。 6 都道府県知事等は、第126条第3項において準用する第23条第1項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があった場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときは、これらの組合員の申出に基づき、これを組合員の投票に付さなければならない。第132条第3項において準用する第23条第1項の規定により、組合員から総代の解任の請求があった場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときも、同様とする。 7 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。	

備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1906

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	敷地分割事業の促進を図るため必要な措置命令		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第213条第2項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【根拠条文】 (組合に対する報告、勧告等) 第213条 都道府県知事等は、組合に対し、その実施する敷地分割事業に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその実施する敷地分割事業の円滑な実施を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。 2 都道府県知事等は、組合に対し、敷地分割事業の促進を図るため必要な措置を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1907

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	組合に対する監督処分
法令名称 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第214条第3項、第4項及び第7項
法令番号	平成14年法律第78号
【根拠条文】 (組合に対する監督) 第214条 都道府県知事等は、組合の実施する敷地分割事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは敷地権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。 2 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは敷地権利変換計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。 3 都道府県知事等は、前2項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは敷地権利変換計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更又は停止その他必要な措置を命ずることができる。 4 都道府県知事等は、組合が前項の規定による命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があった日から起算して30日を経過してもなお総会を招集しないときは、敷地権利変換期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。 5 都道府県知事等は、第178条において準用する第28条第3項の規定により組合員から総会の招集の請求があった場合において、理事長及び監事が総会を招集しないときは、これらの組合員の申出に基づき、総会を招集しなければならない。第180条第4項において準用する第28条第3項の規定により総代から総代会の招集の請求があった場合において、理事長及び監事が総代会を招集しないときも、同様とする。 6 都道府県知事等は、第175条第3項において準用する第23条第1項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があった場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときは、これらの組合員の申出に基づき、これを組合員の投票に付さなければならない。第181条第3項において準用する第23条第1項の規定により、組合員から総代の解任の請求があった場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときも、同様とする。 7 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。	

備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 10 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1536

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	改善命令		
法令名 根拠条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第13条		
法令番号	平成20年法律第87号		
【根拠条文】 (改善命令) 第13条 所管行政庁は、認定計画実施者が認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画に従って認定長期優良住宅の建築又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。 2 所管行政庁は、認定計画実施者(第5条第3項の規定による認定の申請に基づき第6条第1項の認定を受けた一戸建て住宅等分譲事業者に限る。)が認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定せず、又はこれを決定したにもかかわらず、第9条第1項の規定による第8条第1項の変更の認定を申請していないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。 3 所管行政庁は、認定計画実施者(第5条第4項の規定による認定の申請に基づき第6条第1項の認定を受けた区分所有住宅分譲事業者に限る。)が、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されたにもかかわらず、第9条第3項の規定による第8条第1項の変更の認定を申請していないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1537

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第14条第1項		
法令番号	平成20年法律第87号		
【根拠条文】 (計画の認定の取消し) 第14条 所管行政庁は、次に掲げる場合には、計画の認定を取り消すことができる。 (1) 認定計画実施者が前条の規定による命令に違反したとき。 (2) 認定計画実施者から認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出があったとき。 (3) 認定長期優良住宅建築等計画(第5条第4項の規定による認定の申請に基づき第6条第1項の認定を受けたものに限る。以下この号において同じ。)に基づく建築に関する工事が完了してから当該建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されるまでに通常必要と認められる期間として国土交通省令で定める期間内に認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されないとき。 2 所管行政庁は、前項の規定により計画の認定を取り消したときは、速やかに、その旨を当該認定計画実施者であった者に通知しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1780

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	特定建築物に係る基準適合命令		
法令名 根拠条項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第14条第1項		
法令番号	平成27年法律第53号		
【根拠条文】 (特定建築物に係る基準適合命令等) 第14条 所管行政庁は、第11条第1項の規定に違反している事実があると認めるときは、建築主に対し、相当の期限を定めて、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 2 国等の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、当該建築物が第11条第1項の規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該建築物に係る国等の機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 29 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 1781

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	住宅部分に係る指示に係る措置命令		
法令名 根拠条項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第16条第2項		
法令番号	平成27年法律第53号		
【根拠条文】 (住宅部分に係る指示等) 第16条 所管行政庁は、第12条第1項若しくは第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は前条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの送付を受けた場合において、当該建築物エネルギー消費性能確保計画(住宅部分に係る部分に限る。)が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その工事の着手の日の前日までの間に限り、その提出者(同項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの送付を受けた場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の提出者)に対し、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示することができる。 2 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 3 所管行政庁は、第13条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知又は前条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの送付を受けた場合において、当該建築物エネルギー消費性能確保計画(住宅部分に係る部分に限る。)が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国等の機関の長に対し、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置について協議を求めることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 29 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 1782

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	建築物の建築に関する届出の指示に係る措置命令		
法令名 根拠条項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第19条第3項		
法令番号	平成27年法律第53号		
【根拠条文】 (建築物の建築に関する届出等) 第19条 建築主は、次に掲げる行為をしようとするときは、その工事に着手する日の21日前までに、国土交通省令で定めるところにより、当該行為に係る建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に届け出なければならない。その変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。 (1) 特定建築物以外の建築物であってエネルギー消費性能の確保を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のものの新築 (2) 建築物の増築又は改築であってエネルギー消費性能の確保を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの(特定建築行為に該当するものを除く。) 2 所管行政庁は、前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その届出を受理した日から21日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示することができる。 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4 建築主は、第1項の規定による届出に併せて、建築物エネルギー消費性能基準への適合性に関する審査であって第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定に準ずるものとして国土交通省令で定めるものの結果を記載した書面を提出することができる。この場合において、第1項及び第2項の規定の適用については、第1項中「21日前」とあるのは「3日以上21日未満の範囲内で国土交通省令で定める日数前」と、第2項中「21日以内」とあるのは「前項の国土交通省令で定める日数以内」とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 29 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 1775

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	認定建築主に対する改善命令		
法令名 根拠条項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第38条		
法令番号	平成27年法律第53号		
【根拠条文】 (認定建築主に対する改善命令) 第38条 所管行政庁は、認定建築主が認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 1776

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第39条		
法令番号	平成27年法律第53号		
【根拠条文】 (建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し) 第39条 所管行政庁は、認定建築主が前条の規定による命令に違反したときは、第35条第1項の認定を取り消すことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 1778

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	基準適合認定建築物に係る認定の取消し		
法令名 根拠条項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第42条		
法令番号	平成27年法律第53号		
【根拠条文】 (基準適合認定建築物に係る認定の取消し) 第42条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しなくなったと認めるときは、前条第2項の認定を取り消すことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 5238

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	特定路外駐車場に係る基準適合命令		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第12条第3項		
法令番号	平成18年法律第91号		
【根拠条文】 (特定路外駐車場に係る基準適合命令等) 第12条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「知事等」という。)に届け出なければならない。ただし、駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。 2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。 3 知事等は、前条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1099

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	特別特定建築物に係る基準適合命令		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第15条第1項		
法令番号	平成18年法律第91号		
【根拠条文】 (特別特定建築物に係る基準適合命令等) 第15条 所管行政庁は、前条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1102

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	認定建築主等に対する改善命令		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第21条		
法令番号	平成18年法律第91号		
【根拠条文】 (認定建築主等に対する改善命令) 第21条 所管行政庁は、認定建築主等が第17条第3項の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1846

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	認定協定建築主等に対する改善命令(第21条の準用)
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第22条の2第5項
法令番号	平成18年法律第91号
【根拠条文】 (協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等) 第22条の2 建築主等は、次の各号のいずれかに該当する建築物特定施設(以下この条において「協定建築物特定施設」という。))と一体的に利用に供しなければ公共交通移動等円滑化基準に適合させることが構造上その他の理由により著しく困難であると主務省令で定めるところにより主務大臣が認める旅客施設(次の各号の公共交通事業者等の事業の用に供するものに限る。次項において「移動等円滑化困難旅客施設」という。))の敷地に隣接し、又は近接する土地において協定建築物特定施設を有する建築物(以下「協定建築物」という。))の建築等をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、協定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。 (1) 建築主等が公共交通事業者等と締結する第41条第1項に規定する移動等円滑化経路協定の目的となる経路を構成する建築物特定施設 (2) 建築主等が公共交通事業者等と締結する第51条の2第1項に規定する移動等円滑化施設協定の目的となる建築物特定施設 2 前項の申請に係る協定建築物特定施設(協定建築物特定施設と移動等円滑化困難旅客施設との間に同項第1号の経路がある場合にあっては、協定建築物特定施設及び当該経路を構成する一般交通用施設(以下この項において「特定経路施設」という。))は、協定建築物特定施設等維持保全基準(移動等円滑化困難旅客施設の公共交通移動等円滑化基準への継続的な適合の確保のために必要な協定建築物特定施設及び特定経路施設の維持保全に関する主務省令で定める基準をいう。)に適合するものとして、主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたものでなければならない。 3 第1項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 協定建築物の位置 (2) 協定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積 (3) 計画に係る協定建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項 (4) 協定建築物の建築等の事業に関する資金計画 (5) その他主務省令で定める事項 4 所管行政庁は、第1項の申請があった場合において、当該申請に係る協定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。 (1) 前項第3号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、第17条第3項第1号に規定する主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。 (2) 前項第4号に掲げる資金計画が、協定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。 【基準】 準用規定法第21条の規定による。	

(認定建築主等に対する改善命令)

第21条 所管行政庁は、認定建築主等が第17条第3項の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

備考

設 定 年 月 日

平成 31 年 4 月 1 日

最終変更年月日

令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1847

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し(第22条の準用)
法令名称 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第22条の2第5項
法令番号	平成18年法律第91号
【根拠条文】 (協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等) 第22条の2 建築主等は、次の各号のいずれかに該当する建築物特定施設(以下この条において「協定建築物特定施設」という。)と一体的に利用に供しなければ公共交通移動等円滑化基準に適合させることが構造上その他の理由により著しく困難であると主務省令で定めるところにより主務大臣が認める旅客施設(次の各号の公共交通事業者等の事業の用に供するものに限る。次項において「移動等円滑化困難旅客施設」という。)の敷地に隣接し、又は近接する土地において協定建築物特定施設を有する建築物(以下「協定建築物」という。)の建築等をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、協定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。 (1) 建築主等が公共交通事業者等と締結する第41条第1項に規定する移動等円滑化経路協定の目的となる経路を構成する建築物特定施設 (2) 建築主等が公共交通事業者等と締結する第51条の2第1項に規定する移動等円滑化施設協定の目的となる建築物特定施設 2 前項の申請に係る協定建築物特定施設(協定建築物特定施設と移動等円滑化困難旅客施設との間に同項第1号の経路がある場合にあっては、協定建築物特定施設及び当該経路を構成する一般交通用施設(以下この項において「特定経路施設」という。))は、協定建築物特定施設等維持保全基準(移動等円滑化困難旅客施設の公共交通移動等円滑化基準への継続的な適合の確保のために必要な協定建築物特定施設及び特定経路施設の維持保全に関する主務省令で定める基準をいう。)に適合するものとして、主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたものでなければならない。 3 第1項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 協定建築物の位置 (2) 協定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積 (3) 計画に係る協定建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項 (4) 協定建築物の建築等の事業に関する資金計画 (5) その他主務省令で定める事項 4 所管行政庁は、第1項の申請があった場合において、当該申請に係る協定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。 (1) 前項第3号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、第17条第3項第1号に規定する主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。 (2) 前項第4号に掲げる資金計画が、協定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。 【基準】 準用規定法第22条の規定による。	

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し)

第22条 所管行政庁は、認定建築主等が前条の規定による処分に違反したときは、第17条第3項の認定を取り消すことができる。

備考

設 定 年 月 日

平成 31 年 4 月 1 日

最終変更年月日

令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1103

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第22条		
法令番号	平成18年法律第91号		
【根拠条文】 (特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し) 第22条 所管行政庁は、認定建築主等が前条の規定による処分に違反したときは、第17条第3項の認定を取り消すことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日